

令和5年度以降の相談支援体制について

令和5年2月9日
ひたちなか市自立支援協議会
相談支援部会

1. 基幹相談支援センターの体制

今年度は4月より約2か月に1回部会を開催 これまで5回開催

(1)設置場所:1か所

ひたちなか市社会福祉協議会（西大島） 総合福祉センター内

人員配置：常勤換算で3名

その他

専門機関からの派遣

発達障害・高次脳機能障害・医療ケア相談・精神疾患

(2)機能

専門性を持ち、地域の体制づくりのコーディネートができること

(3) 実施事業

- ①総合的・専門的相談支援（スーパービジョン・コーディネート機能）
 - 特定相談支援事業所への支援
 - 専門性の確保 各関係機関とのコーディネート（医療、学校等）
 - 地域の核となる拠点との連携
 - 施設入所者、精神科等入院患者の地域移行への総合調整
 - 他法との調整（介護保険、子ども政策、生活保護等）
 - ②情報の集約と提供
 - 市内事業所の情報
 - サービスの空き状況、新しい事業所情報、事業所の特徴
 - 法制度の改正に対応する情報の提供
 - 関係機関の情報（関係機関の事業内容、担当者の把握）
 - 市民ニーズの把握
 - インフォーマル支援の把握・情報提供
 - 困難ケースの対応方法
 - ③研修企画（ひとづくり）
 - 各種講習会の実施（専門性の確保のための人材確保、養成）
 - 専門知識・支援水準の向上のための研修（事業所の質の確保）
 - 市民向け研修 障害の理解、権利擁護ための学習会の継続
 - ④地域の体制づくり
 - 障害福祉サービス事業所の連絡会実施
 - 各関係機関との連絡会の実施（行政・警察・保健所・学校等）
 - 継続した体制づくりのための自立支援協議会への提言（部会の継続）
- ※一般市民からの相談
複雑にニーズが絡んでいる場合の対応

(4)課題

- ①基幹相談支援センターの設置後、市内の相談支援事業所がどのように協力体制を構築できるのか？
- ②基幹相談支援センターの運営等をどう評価していくのか？

2. 相談支援事業（委託相談）

【実施事業】

- ①市内に住む障害のある本人・家族からの相談対応
※障害福祉サービス新規利用時の相談（新たな重点事項）
- ②地域生活支援拠点の相談業務（緊急時支援・体験利用の相談等）

【実施事業所】

社会福祉協議会，こもれび，
地域活動支援センターKUINA，地域活動支援センターふわり

【課題】

- 市民からの相談をうけるために
どのような名称を使うと親しみやすいか
- 現在の実施事業所間での統一が必要
- 指定特定相談事業所との関係性をどうつくるか

3. 指定特定相談支援事業

【実施事業】

- ①障害福祉サービス利用計画等の作成
- ②障害福祉サービスを利用している障害児者の基本相談
障害のある本人や家族、介護を行う者からの相談に応じて必要な情報提供や助言に加え、関係機関などその必要な支援を行う
- ③障害福祉サービスを利用している障害児者の地域生活支援拠点の相談業務

【課題】

- 事業所間での考えが違う
- 事業所で得意分野が違う（障害種別）

4 緊急時支援について

【課題】

- 地域生活支援拠点 緊急時支援の事案・事例を集めながら仕組みづくり

議案（２）防災専門部会の活動報告について

1. 防災専門部会の実施状況

【第1回防災専門部会】

日時：令和4年5月27日（金）10時から11時20分まで

場所：市役所第3分庁舎2階 防災会議室1・2

出席者数：15名

会議内容：協定福祉避難所の仕組みができるまでの経緯説明，協定福祉避難所における防災訓練の可否についての協議

会議結果：防災訓練を行うことについて了承

【第2回防災専門部会】

日時：令和4年8月1日（月）13時30分から14時30分まで

場所：支援センターふわり馬渡事業所 2階 会議室

出席者数：13名

会議内容：防災訓練内容を協議。

会議結果：訓練内容を決定。

①連絡通信訓練

②要配慮者受け入れ訓練

【防災訓練】

日時：令和4年8月27日（土）9時～11時

場所：協定福祉避難所（市内5事業所）ほか

参加者数：184名（うち市職員6名）

	従業員	利用者	利用者家族等	計
事業所（5事業所）	40人	130人	8人	178人

訓練内容：市の総合防災訓練に併せて，協定福祉避難所開設・通信訓練等を実施。

①連絡通信訓練

協定福祉避難所の開設報告，避難者数の報告，市の指定避難所で避難している要配慮者の受け入れを想定した連絡調整に係る通信訓練として，協定福祉避難所5事業所とその取りまとめ役である「協議会*事務局（はまぎくの会）」，市（福祉避難所運営事務局）の3者間で実施（連絡手段は電話又は電子メール）。

*正式名称は，「ひたちなか・那珂・大洗・東海地域福祉関係団体連絡協議会」。

②要配慮者受け入れ訓練

はまぎくの会において，上記により要配慮者（精神障害者）を受け入れる訓練を実施。

③その他

事業所独自の訓練として、グループホーム入居者の移送訓練や、地震を想定した身体保護などの初動訓練等を実施。

【第3回防災専門部会】

日時：令和4年10月5日（水）13時30分から14時30分まで

場所：支援センターふわり馬渡事業所 2階 会議室

出席者数：16名

会議内容：防災訓練の報告及び課題協議

会議結果：防災訓練を実施して

- ・電子メールによる通信訓練を行ったが、電子メールが音を鳴らす設定になっていなかったため、着信に気づかず返信が遅れることもあった。
- ・今回の訓練はライフラインが通じる状況での訓練であったが、今後は電気・電話が使えない場合を想定した訓練など、条件を変えて実施していきたい。

【その他】

協定福祉避難所の開設実績：なし

2. 今後の課題

- ・電子メールでやりとりをした場合、お互いに着信があったか確認するためPCから離れられず、また協議会事務局では各事業所から送られたメールを取りまとめ市に送信するために時間や手間がかかる。今後は、共有の掲示板やチャットなどを活用して連絡手段の改善、効率化を図りたい。
- ・今年度は避難所開設状況の確認や要配慮者の受け入れなどに係る連絡通信訓練に終始したが、次回は各避難所による食料等の受け取り訓練なども取り入れたい。
- ・宿泊機能のない通所型の施設も避難所になり得るが、避難者受け入れにあたってのルールづくりや、利用者への周知の仕方を具体的に整理する必要がある。
- ・現在は知的障害・精神障害を対象とした事業所が避難所となっているが、今後ほかの障害分野に広げ避難所の拡充を図るためには、市内の事業所に協定福祉避難所について周知するとともに意見を聴取する必要がある。事業所を対象とした研修会の開催なども今後検討したい。

その他（１）電話リレーサービスの周知について

「電話リレーサービス」とは、聴覚や発話に困難がある方（以下「聴覚障害者等」という。）ときこえる方を、通訳オペレータが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につなぐサービスであり、令和3年7月1日より公的インフラとしてサービス開始となりました。

今日、同サービスは、聴覚障害者等にとって貴重なコミュニケーションツールの1つとして利用されていますが、一方で同サービスを利用して医療機関へ電話する際、着信のあった番号が「050」で始まる番号のため悪戯電話と誤解され電話を切られてしまうようなケースもあるようです。

こうした状況から、ひたちなか市聴覚障害者協会より電話リレーサービスを広く周知してほしい旨のご要望をいただきました。

本市としても、電話リレーサービスは聴覚障害のある方にとって貴重なコミュニケーションツールの一つであり認知度を高めたいという思いは同じでありますので、今後医療機関をはじめ関係機関の皆様に周知を図っていきたいと考えております。